

深川市こども子育て条例をここに公布する。

令和7年3月21日

深川市長

田中 昌幸

深川市条例第8号

深川市こども子育て条例

こどもは社会の希望であり、未来を創る大きな力です。

深川市で暮らすすべてのこどもは、豊かな自然環境の中で家庭や地域の愛情に包まれ、伸び伸びと学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員として尊重されなければなりません。

大人がこどもの視点で対話し、互いに学び育ち、信頼関係を築くことで、「地域の宝」であるこどもが愛情と信頼を実感することにつながります。

また、こども自身が郷土への誇りや愛着を抱き、地域社会に貢献したいという想いを持つことは、将来にわたり地域全体で子育てを行う機運を高めることにつながります。

このため、地域に住む人々がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体性を持ち、互いにつながりを深めながら、総合的な支援や権利の保障、子育て環境の充実を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育て支援の推進に関する基本理念やこどもの権利について定め、市、保護者、市民等、学校等及び事業者（以下「地域社会全体」という。）の責務又は役割を明らかにし、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者及び町内会等のコミュニティをいいます。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童福祉施設その他こどもが学び育つことを目的とする施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 医療、福祉、教育、交通、地域コミュニティなどあらゆる分野においてこどもの継続的かつ重層的な支援を行います。
- (2) こどもの思いや意見が尊重され、年齢及び成長に応じた利益が受けられるよう配慮します。

(3) 出産を希望する市民が、安心して子どもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。

(4) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済・家庭状況などによって、差別や虐待などを受けることがないように、子どもの人権を尊重します。

(地域への誇り)

第4条 地域社会全体は、将来にわたり、深川市で生まれ育った子どもが地域が誇る自然、文化、食、人柄に触れられる機会を提供するとともに、社会の変化や新しい文化を理解し、子どもと共に学び、育ち、地域への愛着を醸成するよう努めるものとします。

(子どもの権利)

第5条 地域社会全体は、相互に連携・協力して子どもの権利を尊重するため、次に掲げる事項を推進するものとします。

(1) 自身の権利が尊重されるべきものであることを子ども自らが認識できるようにすること。

(2) 子どもに対して不公平な扱いをせず、多様性を認めること。また、子ども自身も他者に対して認識できるようにすること。

(3) 子どもが他者の権利を侵すことなく、他者を尊重できる人間性を養うこと。

(4) 子どもが犯罪に巻き込まれず、犯罪に加担しないように、安心・安全に暮らせるようにすること。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、国や他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を計画的に推進します。

2 市は、この条例の目的を達成するために、広報・啓発活動や必要な支援を行うとともに、地域社会全体の連携及び協働が図られるよう必要な措置を講じます。

3 市は、多様な困難を抱える家庭の状況把握に努め、権利と福祉を保障するための施策を関係機関と連携し推進します。

4 市は、公共施設について、子どもが利用しやすい環境整備に努めます。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの利益を第一に考え、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる居場所となるよう、愛情をもって子どもの成長や発達に応じた養育を行うよう努めるものとします。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、より良い家庭環境をつくるよう努めるものとします。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心を持ち、理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策に市と協働して、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

(1) 子どもが望む活動や、健やかに遊べる場の提供を積極的に行うこと。

(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくりを行うこと。

(3) コミュニティに子どもが能動的に参加できる居場所づくりを行うこと。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、こどもの成長や発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、それぞれの業種に応じて、教育、遊び、地域交流、健康増進などに寄与する事業に主体的に取り組み、こどもの成長を多方面から支援するよう努めるものとします。

(こどもの社会参加)

第11条 地域社会全体は、こどもの年齢や発達段階に応じて、自らの考えや意見を表明できる社会参加の機会が保障される環境づくりや必要な情報提供に努めるとともに、こどもの主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

2 市は、まちづくりに関し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会の確保に努めます。

(多様な交流機会の創出)

第12条 地域社会全体は、こどもたちが年代の垣根を越えて、相互に交流を深められるよう努めるものとします。

(計画の策定)

第13条 市は、こども・子育て支援施策を推進するための計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

(推進体制の整備)

第14条 市は、計画の策定及び事業の推進等に当たっては、その内容を検討する庁内における必要な体制を整備します。

(実施状況の評価)

第15条 計画の適正な進行管理を行うため、深川市子ども・子育て審議会（深川市子ども・子育て審議会条例（平成25年深川市条例第18号）第1条に規定する深川市子ども・子育て審議会をいいます。）において、毎年度、事業推進の進捗や効果などを評価し、市は、評価結果に基づき事業の見直しを検討するなど、必要な措置を講じます。

(財政上の措置)

第16条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(委任)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。